

新しい環境アセスメント法

その理論と課題

●Journal of Environmental Law and Policy Vol. 1 ●



環境法政策学会 編

社団 法人
商事法務研究会

甲第 239 号証

対がおこり、98年6月まで先送りされた。行政文書の原則公開のためには、行政側の提出拒否の理由の正当性について、司法審査権の確保が不可欠である。

6 新しい時代は開かれるか

このように、我が国の行政や企業と市民活動との共働関係、とりわけ法的関係は模索中である。その一方で、市民と行政とのパートナーシップの重要性を指摘する動きも高まりつつある。地球的規模の環境問題に関する懇談会地球温暖化問題に関する特別委員会中間報告（1996年11月）では、なお不十分であるが、以下のように指摘されている。

- ・ NGOには、地域におけるリーダー的、アドバイザー的役割が期待され、その健全な発展は極めて重要である。さらに地球全体の利益の実現のために活動を行なっているものもあり、その意見を各種の環境対策の立案に当たり参考にすることは意義が大きい。
- ・ 資金不足で十分に活動できない団体や社会参加の機会に恵まれない地域住民に対しては、国あるいは地方公共団体からの支援が必要である。
- ・ 未来の社会は今日の営為の結果として築かれるのであって、今日の取組みの差が将来における大きな開きを生む。
- ・ 国民の側からの提案、提起などそれぞれの運動を助け、世界に望ましい秩序をもたらすことに進んで汗を流さなければならない。

これらは、地球環境問題についてだけいえることではない。人間活動による環境への悪影響を回避するためには、こうした事業の全プロセスにおける市民の役割が強調され、その意見が実質的に反映される法的手続が確保される必要がある。と同時に、住民側にも科学性と説得力ある意見・提案が求められる。そのためのNGOの体力強化のための制度も不可欠である。

（あさおかみえ）

第6章 環境影響評価と行政訴訟

北海道大学教授
畠山 武道

1 環境影響評価法は、住民に新しい権利を与えたか

議論の前提として、環境影響評価法は、それ自体が住民にある種の良好な環境を保障するための行為準則を定めたものか（裁判所は、環境影響評価法を根拠に、環境に重大な悪影響があるという理由だけで、事業を停止できるか）、単に環境影響評価をすることを求めるものにすぎないのかが問題になる。アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、国家環境政策法（NEPA）は手続法であって、新たな環境保護義務を行政庁に課すものではないという立場を一貫してとっている。大部分の州の裁判所も同様である。日本の環境影響評価法も、住民に特定の権利（財産権、人格権、環境権、公有水面埋立法5条列記の権利等）を保障する旨の規定は見当たらないので、行政庁に環境のある特定の状態に維持する義務を課した法律とはいえず、基本的には環境影響評価をする義務のみを行政庁に課した手続的な法律と解される。

では、環境影響評価法は、従来の法体系が住民に保障してきた保護法益の範囲に、何らの影響も与えないのであろうか。環境影響評価法は、アセスメントの対象事業に係る免許等を行なう者は、当該免許等の審査に際し、環境保全について適切な配慮がされているかどうかを審査し（33条1項）、免許基準に適合している場合であっても申請を拒否できるとしており（同2項）、個別事業法に環境保護規定がなくても、行政庁は環境に配慮することを求められる。この点では、住民の環境保全に係わる利益の範囲を拡大したものと解することができる。

2 環境影響評価法は、地域住民の原告適格を拡大するか

環境影響評価及びそれを踏まえてなされた免許等に不服をもつ住民が裁判を提起する際に最初に問題となるのが、（相も変わらず）地域住民の原告適格である。環境影響評価法の制定は、従来の原告適格論に影響を及ぼすのであろうか。

一つのポイントは、新潟空港訴訟で最高裁が枠組みとして示した「目

的を共通する関連法規によって形成される法律系」の中に環境影響評価法が含まれるかどうかである。環境影響評価法が、特に第一種事業については評価書の作成を義務づける強行法規であること、新潟空港判決で引用した航空機騒音防止法よりさらに免許、許認可等に密接な関連を有する法規であることを考えると、積極に解すべきものと考える。

しかし、もう一つのポイントは、環境影響評価法が、一般的な公益と区別される個々人の個別の利益を保護しているかどうかにある。最近の川崎都市計画事件最高裁判決は、法律が地域住民の範囲を画定してその利益を特定して保護している場合には、原告適格を認める旨判決している（最判平成9年1月8日民集51巻1号250頁・判時1592号34頁。神戸地判平成7年7月20日判例地方自治140号67頁、名古屋高判平成8年5月15日判タ916号97頁も参照）。しかし、環境影響評価法は直接的に事業予定地周辺の住民の生命身体を保護するための法律とはいえず、災害等の防止のための具体的要件も明示していない。また、環境影響評価法には、事業の予定されている周辺地域の住民を他の住民と区別して保護していることを窺わせるような規定は、17条の説明会の開催を除き見当たらない。そこで、この場合に原告適格については、従来と同じように、免許、許認可等の根拠となっている実体法規に照らして判断することになる。

3 環境影響評価の違法が及ぼす効果

ここでは、二つも問題が考えられる。第一は、環境影響評価法の定める実体的・手続的要件の中のどの規定に違反した場合に、環境影響評価（全体）が違法になるかという問題である。手続的事項について検討すると、環境影響評価法は住民参加手続や環境影響評価の基本項目を定めた強行法規であり、補正可能な軽微なミスをのぞき、公告・縦覧、意見書提出、説明会開催等に関連する手続の瑕疵は、環境影響評価全体を違法とすると解すべきであろう。実体的な項目については後に検討する。

第二に、では環境影響評価全体が違法とされた場合に、それが後になされた免許、許認可等の効果にどのような影響を与えるのかという問題がある。この問題は、従来、手続違反が処分に与える効果として議論されてきたものである。周知の群馬中央バス事件最高裁判決（最判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁・判例時報779号21頁）は、手続のやり直しが結果に影響を与えるような瑕疵でない仮処分の効果には影響がないという立場をとっている。しかし、環境影響評価の結果は、処分の内

容に重大な影響を及ぼし、かつアセスメントのやり直しによって最終判断が覆る（ないし変更される）可能性は十分にあり、公聴会の運営ミス等とは区別して考えることが必要と解される。

4 環境影響評価の違法事由

環境影響評価を違法とする事由としては、先の手続的な違法のほかに、第二種事業に係る準備書を作成すべきかどうかの判断ミス、環境影響評価項目選定の誤り、準備書記載事項の欠陥（不十分な調査、結果の予測評価の信憑性、環境保全措置の不十分さなど）等が考えられる。さらに法律は代替案の検討を義務づけていないが、他の代替案との比較が十分になされたかどうかとも、本来、司法審査の対象となるというべきである。

しかし、環境影響評価にこうした欠陥が発見された場合であっても、裁判所の審査は、環境影響評価書の記載事項の真偽を一つひとつ確認することではなく、その判断が専断的・恣意的で著しく合理性を欠くかどうかの認定に限られることになろう。逆にいうと、上記の事由について著しく不合理な箇所がみられる場合には、処分自体を取り消し、再度、環境影響評価を命じる必要があるというべきである。

5 環境影響評価の結果を無視してなされた許認可

最後に、環境影響評価において悪影響が指摘されたにもかかわらず、それを無視して免許・許認可がされた場合、その処分の効力はどうなるか。

アメリカ合衆国では、カルバート・クリフス判決（449 F. 2d 1109 (D. C. Cir. 1971)）によって、環境影響評価の実施は、形式的にそれを履践するだけでは足りず、行政機関の決定の中で環境への影響が十分にかつ誠実に考慮されなければならないという判断が示されて以降、環境影響評価の内容が事業に関する意思決定の中で十分に（あるいは、可能な限り最大限に）考慮されたかどうかが、司法審査の最大のポイントになっている。

環境影響評価法も、免許等にあたって「環境の保全についての適正な配慮がなされる」ことを定めており（33条）、同様の観点からの司法審査が可能と考える。また、先の群馬中央バス事件において最高裁は、道路運送法の定める運輸審議会による公聴会審理の方法及び内容自体が、実質的に前記のような要請を満たすようなものでなければならず、「かつ決

定が、このような審理の結果に基づいてなされなければならない」と述べており、これを環境影響評価に置き換えると、環境影響評価は、環境影響評価の実施を命じた趣旨に適合し、かつ免許等が、環境影響評価の結果に基づいてなされることを要請しているというべきであろう。

(はたけやま たけみち)

第7章 環境影響評価と民事訴訟

明治大学助教授
松村 弓彦

損害賠償請求訴訟の分野では過失の判断に際して環境影響の調査義務が論じられ（例えば、大阪控訴院判決大正4年7月29日法律新聞1047号25頁、津地裁四日市支部判決昭和47年7月24日判例時報672号30頁）、差止請求訴訟の分野でも、後記のように、要件事実ないし主張・証明責任に関連して環境影響評価の不存在ないしその内容に対して一定の評価を与えるものがみられた。過失の判断は予見可能性と結果回避義務違反の評価によるから、環境影響評価につき公法上の義務違反が存しない場合にも、その事実のみによって過失を否定すべきことにはならない。差止請求訴訟についても、公法上の環境影響評価義務の内容は差止請求の要件事実の判断基準に対応するわけではないから、公法上の義務違反の不存在が当然に差止請求権を排除することにはならない。例えばドイツ法では環境影響につき積極的な総括があるにもかかわらず総合評価の結果、事業許認可がなされることがありうるが、本法上も環境負荷が相当程度認められるにもかかわらず、事業許認可がなされることが考えられないではない。公法上の環境影響の評価基準が私法上のそれと差があることも生じうる。さらに、本法上はスクリーニング手続段階で市民参加手続が義務づけられないから、この段階で、市民段階でしか情報が把握されていない環境影響に対する評価が欠落することも起こりうる。このように適法な環境影響評価と民事訴訟の関係も無視できないが、以下では、環境影響評価の内容に公法上瑕疵がある場合の私法上救済、公法上の環境影響評価義務が存在しない場合の私法上の環境影響評価義務について報告することとする（なお、本法制定前も条例上の環境影響評価義務が存在する限りでは、本法制定によって新たな論点が出現したわけではない）。

1 公法上の環境影響評価義務違反と差止請求

本法制定前の公法上環境影響評価義務が存しない時期に、ゴミ処理場、ゴミ焼却場、火葬場、下水処理場等のいわゆる嫌惡施設、あるいは河口

中心として—」荏原明則／「12 アメリカにおける環境市民訴訟—水質清浄化法の市民訴訟規定を中心にして—」常岡孝好／「13 アメリカにおける原子力発電の近況」田辺朋行／「14 1992年エネルギー政策法 Energy Policy Act of 1992—」加藤峰夫／「15 グリーンプラン—21世紀に向けたカナダの環境問題行動計画—」加藤峰夫／「16 カナダにおける汚染物質規制」前田陽一／「17 カナダにおける環境アセスメント」大塚直／「18 カナダの自然保護制度—国立公園と野生生物保護を中心として—」加藤峰夫

第2部 欧 州

「19 イギリスにおける環境保護法—Environmental Protection Act—」磯野弥生／「20 フランスにおける大気汚染と悪臭防止法」金山直樹／「21 フランスにおける沿岸の整備、保全および利用に関する法律—1986年1月3日法—」交告尚史／「22 フランスにおける海浜環境の保全—海浜保全事業団と買取り制度—」淡路剛久／「23 フランスにおける包装廃棄物の抑制・リサイクル政策」大塚直／「24 ドイツにおける新環境責任法」吉村良一／「26 ドイツ1994年循環型経済・廃棄物法」松村弓彦／「27 オランダの土壤保護法制」大塚直／「28 スイスの環境法—1985年環境保護法を中心として—」加藤峰

夫／「29 ECにおける環境影響評価制度—1985年環境影響評価指令—」一之瀬高博／「30 ECにおける酸性雨問題」井上秀典／「31 CO₂賦課金に関する最近の動向—ヨーロッパを中心として—」大塚直

第3部 アジア

「32 中国の環境法」野村好弘、段匡／「33 台湾の環境法」野村好弘、段匡／「34 タイ環境法の新動向」柳憲一郎／「35 インドネシアの環境法と政策—環境アセスメント制度を中心として—」柳憲一郎／「36 インドの環境法」野村好弘

第4部 条 約

「37 オゾン層保護に関する国際条約」間徹／「38 国連気候変動枠組条約」岩間徹／「39 ワシントン条約」磯崎博司／「40 ラムサール条約」磯崎博司／「41 生物多様性条約」磯崎博司／「42 欧州および北米における酸性雨に関する条約」一之瀬高博／「43 環境保護のための間接的(経済的)手段—1991年のOECD理事会勧告を中心として—」大塚直／「44 国際機関と環境問題—地球環境問題への国際機関の対処能力—」鶴見一夫／「45 自然保護債務スワップ」井上秀典／「46 バーゼル条約」磯野弥生

新しい環境アセスメント法

平成10年6月19日 初版第1刷発行

〈検印省略〉

編 者 環境法政策学会

発行者 相澤幸雄

発行所 社団法人 商事法務研究会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-27-10
東京建物東八重洲ビル／振替 00120-1-47151
電話 (3552) 4942 [営業] (3552) 4944 [編集]
大阪事務所 〒541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12
電話 06 (231) 3533 東京建物大阪ビル10階

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
©1998 環境法政策学会

印刷／株トータルビジネスシステムズ
Printed in Japan

Commercial Law Centre, Inc.
ISBN4-7857-0808-5
※定価はカバーに表示しております。